

産業構造審議会知的財産分科会

第 49 回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	2
報告書案の提示	2
3、閉 会	24

開会

○松本制度審議室長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第49回特許制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては、玉井委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。それでは、議事に移る前に、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は玉井委員長、浅見委員、伊東委員、相良委員、杉村委員、鈴木委員、中畑委員、長澤委員、萩野委員におかれましては会議室から御出席、蘆立委員、田村委員、山本委員におかれましてはTeams会議室から御出席いただいております。

なお、中島委員は11時頃からTeamsにて御出席予定、杉山委員、松山委員におかれましては本日は御欠席でございます。

本日は、特許制度小委員会に所属する15名の委員のうち、途中参加を除き過半数を超える12名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会運営規程第13条6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にデータでもお送りさせていただいておりますが、座席表、議事次第・配布資料一覧、タブレットの使い方については、お手元に紙で配布させていただき、その他の資料については、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りの場合には、お席で挙手いただくなど合図していただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事

報告書案の提示

○玉井委員長 それでは、議事に入ります。報告書案の提示につきまして、資料1、報告書案「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」を基に事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長 それでは、資料1を御覧ください。タイトルですけれども、「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」となっております。

1 ページ、開催経緯を記載してございます。

2 ページに委員名簿を記載してございます。

3 ページが目次となっております。

4 ページ、「はじめに」でございます。2022年6月の特許庁政策推進懇談会とりまとめにおいて示された今後の検討の方向性等も踏まえつつ、以下の課題について特許制度小委員会にて検討を実施しました。

課題といたしましては、一事不再理の考え方の見直し、送達制度の見直し、書面手続デジタル化、裁定関係書類の閲覧制限、ライセンス促進策です。

なお、特許制度における発明の実施の定義に関しては、今年度は特許庁において調査研究を実施することといたしました。

続きまして、一事不再理の考え方の見直しにつきまして、今村審判課長から説明いたします。

○今村審判課長 おはようございます。それでは、5ページになります。一事不再理の考え方の見直しについて御説明させていただきます。

まず(1)でございます。現行制度の概要ということで、一事不再理の規定。特許法第167条において、「特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない」、このように規定されております。

(2)でございしますが、現行制度の課題ということで、現行制度におきましては、先の審判の審決の確定後、当事者等は、同一の事実及び同一の証拠に基づいて再度の審判請求をすることができないとされているものの、事実又は証拠が異なれば、無効審判を請求する

ことができることから、紛争の蒸返しを防止する規定としては不十分なのではないかとの御意見がありました。

次のページに参りまして、②の部分ですけれども、現行の特許法第167条の「同一の事実及び同一の証拠」という文言が非常に狭い印象を与えるのではないかとの意見、それからその下ですが、一事不再理効の認められる客観的範囲を大幅に拡張することに慎重な意見、こういった意見があるということで、課題として挙げさせていただいております。

(3)に参りまして、これを受けまして、本小委での検討ということをもとめてございます。

まず、①のところですが、2017年から2021年の5年間に請求された無効審判を分析しまして、7ページのところですが、図に示すようなデータをお示しさせていただきました。

その上で、委員会では、3つの案につきまして御検討いただきました。すなわち、7ページの②のところがございます一事不再理効の客観的範囲の拡張についてということでございまして、後の無効審判の請求の理由が先の無効審判における請求の理由に比して要旨変更とならない範囲である場合に一事不再理効を認めるという案、これが案1でございました。

それから③のところ、下のほうにまとめさせていただいておりますけれども、条文を審判の実務、それから裁判例に整合するような文言で明示的に規定する案（一事不再理効の客観的範囲が同一の事実及び実質的に同一の証拠であることを条文で明示的に規定する案）が案2(1)としてございました。それから、法改正せず、現状の運用の更なる周知等で対処する案が案2(2)でございました。こういった3つの案についてこの場で検討をさせて頂きました。

8ページ目に移動します。8ページ目、④の部分ですけれども、各案に対する各委員、皆様からの意見をまとめさせていただいております。

悪意のある繰返し、又は不当な蒸返し目的の無効審判については防ぐべきであるけれども、現状の実務でも問題はなく、法改正の必要はない、こういった意見で本小委での一致を見たところです。

個別の案につきましてですけれども、案1につきましては、特に立法事実に乏しいという御意見、それから今の時点で法改正をすると予見性が低下するといった御意見が示されております。

それから8ページ目の下のほうにまとめさせていただいておりますけれども、「他方」というところでございますが、特許法第167条の同一の事実・同一の証拠という文言は法制定以来変わっていない一方で、特許法第131条の2において、審判請求の理由の補正が、その要旨を変更するものであってはならないという条文が入っているということから、これに合わせて一事不再理効の客観的範囲も請求の理由の要旨の変更にならない範囲とすべきという議論にも理があるのではないかという御意見も示されました。

案2の(1)につきましては、現行法において適切な運用がなされているところ、実質的という文言を入れることで曖昧になるのではないかという御意見、それから事実と証拠の一方だけ実質的に同一とするのは、むしろ予見性が下がるのではないかといった御意見が示されました。

案2(2)につきましては、現状は特許庁、裁判所においてバランスの取れた対応がされており実務上の問題はないといった御意見、それから法改正せず、現状の運用の更なる周知等で対処するという案に対して多くの委員から賛成が示されておりました。

これについては、周知の仕方につきまして、審判便覧におきまして、現在記載されている判決に加えて新たな判決を追加する等の対応をすべきとの御意見を頂戴いたしました。

最後のところ、(4)まとめということでございますが、委員会でのこのような御議論を踏まえまして、悪意のある繰返し、又は不当な蒸返し等の無効審判制度の濫用については防ぐべきであるという意識は共通するものの、現状の裁判例や審判実務により実務上の問題は生じておらず、一事不再理の客観的範囲の拡張を求める意見はなかった。また、裁判例や現行の運用に即して法文で明示することを求める意見もなかった。したがって、現時点では法改正せず、現状の運用の更なる周知を行うこととするのが適当であるとまとめております。

しかしながら、最後の部分、「ただし」ということで、今回法改正をしないことが、無効審判制度の濫用を容認するということを意味するものではなく、今後、実務の動向を注視しつつ、状況が変化した場合には、本小委員会において改めて検討すべきであるとしております。

一事不再理につきましては、現時点において問題がないということでございますけれども、今回、御指摘、御議論いただいたような点につきましては、社会の動きとか、今後の判決によって変わる可能性があるかと認識してございます。

したがって、今回の議論をもって検討を閉じるということではなく、今後も世の中

の動き、それから無効審判の動向を見ながら必要な際には改めて議論させていただきたいと考えてございます。

委員会でも御議論いただきました。こういった方向で進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

○高橋出願課長 続きまして、出願課長・高橋でございます。よろしくお願いいたします。

2. 送達制度の見直しでございます。資料10ページ目を御覧ください。

まず、現行制度の概要、課題につきまして整理しております。現行制度の概要につきましては、恐縮ではございますが、お時間の都合もございますので、割愛させていただきます。

課題につきまして。11ページ目でございます。発送書類を受付サーバーに格納後、ユーザーが相手側のPCにダウンロードしないと送達の効力が発生しないということで、現状の運用でございますが、10開庁日以内に取得しない場合は、当該書類について紙出力をして、発送して送達の効力を発生させるところでございます。

しかしながら、コロナ禍以降の働き方によりまして、テレワーク等により郵送物の受領ができない場合も生じており、送達の効力を発生させることができないという事象が生じております。

加えまして、本年、民訴法が改正され、オンライン送達制度が導入されたことも踏まえまして、コスト削減、デジタル化によるユーザーの利便性の向上に資するということから、見直しの検討を行いました。

また、同じく改正民訴法におきまして、インターネットを用いた公示送達方法が措置されたことを踏まえまして、特許法における公示送達の方法についても検討を行いました。

③の本小委員会での検討でございます。(ア)の送達制度の見直しの方向性でございますが、3点ございます。

1点目は今回の措置の対象とする書類でございます。こちらにつきましては、オンライン発送可能な書類全般を対象とするということにしたいと思っております。

2点目でございます。特許庁のサーバーに格納し、一定期間経過しても発送書類を受け取らない場合、当該期間経過後に書類が到達したものとみなすという制度を導入し、当該者への紙発送を廃止するということでございます。

3点目でございます。オンライン発送の対象となる者でございますが、希望者を想定し

ております。また、こちらにも改正民訴法に倣いまして、代理を業とする弁理士、弁護士についてはオンラインで発送を受けることを義務化するということといたしました。

続きまして、(イ)の見直し案の検討でございます。案を3つお示しいたしまして、検討いたしました。また、システム改修にかかるコスト面も十分に考慮しつつ検討いたしました。

その中におきましては、案1が現行運用に近い手法でございまして、出願ソフト起動時に発送待機件数を表示するという方法を御提示したところでございます。現状はユーザーから問合せをしないと発送待機件数が分からないところでございますが、こちらはソフト立ち上げ時にサーバーからプッシュして通知するという手法でございます。

案2につきましては、出願ソフト起動時に自動的に発送書類を受付サーバーから送付するというシステムでございます。こちらにつきましては、案件管理を週バッチ等でまとめて対応しているユーザーも多いというところから、自動的に送付されることは影響が大きいということで反対の意見が示されたというところでございます。

案3につきましては、こちらは改正民訴法と同様なのですが、メールでサーバーに発送書類が格納された旨を通知するという案でございます。出願ソフトとメールシステムを同時に管理するというところで、特許庁システムの改造費用が多くなるというところと、ユーザー側でもメールソフトでの管理が必要になって煩雑さが生じるというところの御指摘もいただきました。

以上のことから、本小委員会の中では案1が支持されたものでございます。

(ウ)でございます。そのほかの論点といたしまして、みなし送達の効力発生までの一定期間でございますが、改正民訴法では1週間と規定されているところ、特許手続等の実務を踏まえれば、1週間では心もとないという御意見を頂戴いたしました。また、出願ソフトを頻繁に使用しないユーザーもいらっしゃるので、通知等については、利便性の高いものにしてほしいという御意見を頂戴しました。

(エ)の公示送達の方法でございます。こちらにつきましても、改正民訴法に倣いまして、現在対応している官報、特許公報の掲載に代えまして、庁内掲示板及び、より情報を入手しやすくするため、特許庁のホームページ等に掲載する案を示したところ、賛同を得られたというところでございます。

13ページ目の④まとめでございます。本小委員会での検討を踏まえまして、オンライン発送制度の見直しに当たりましては、案1を基本として検討を進めることとしたいと思っ

ています。また、御意見を踏まえまして、みなし送達までの一定期間につきましては、現在の運用にあまり影響を来すことのないよう10日間とするとともに、適切な運用を検討すべきこと、また、公示送達につきましても、デジタル化推進の観点から、官報、特許公報への掲載を廃止し、ホームページに掲載することで検討を進めることが適当であるとしております。

オンライン発送制度の見直しにつきましては、以上でございます。

続きまして、総務課より御説明いたします。

○吉野総務課業務管理企画官 (2)新型コロナウイルス等の影響に対応した公示送達の見直しにつきましては、総務課・吉野から御説明させていただきます。

①現行制度の概要でございますが、日本国内に住所等を有しない在外者は、特許管理人によらなければ特許庁に対し手続をすることができないことになっており、特許庁から在外者への送達は特許管理人に対し行うことになっております。

②現行制度の課題でございますが、特許管理人がいないときには、在外者に対して航空書留郵便に付して発送することになっておりますが、昨今のコロナウイルスのまん延やウクライナ情勢により、一部の国、地域宛ての航空便による国際郵便の引受けが停止されており、これにより現行制度下では送達の効力を発生させることができず、送達案件が滞留しており、手続が進められない弊害が生じております。

次の14ページでございます。特許法では、送達を実施できず、手続が進行できなくなる弊害を回避するため、公示送達という規定がございますが、現行の公示送達制度では、国際郵便引受停止などにより航空郵便を発送することができない場合を公示送達できる要件とはしておりませんので、公示送達することができません。

③本小委員会での検討に記載しておりますが、現在発生しているような国際郵便により送達することが困難な状況が発生し、また、その状況が長期間継続するような場合においては、公示送達を実施することができるよう公示送達の要件を見直す方向で検討いただきました。

次ページにありますが、見直しの方向性につきましては反対の意見はなく、賛成の意見が示されました。ただ、委員の方々から、特許管理人がいない在外者に対して、直近の国内代理人を通じて特許管理人をつけるよう周知いただくことや、送達の内容を別途了知させる運用について検討すべきであるという御指摘をいただいております。

④まとめでございますが、航空書留郵便等に付して発送することが困難な状況が長期間

継続した場合において、公示送達することができるよう、公示送達の要件を見直す方向で検討を進めることが適当であるとし、一方で、公示送達する前に、在外者へ送達の内容を了知させる手段につきましても、ユーザーの利便性を考慮しながら引き続き検討していく必要があるとまとめております。

続きまして、16ページを御覧ください。3. 書面手続デジタル化でございます。ペーパーレスによる手続について、従前より積極的に取り組んでおり、特にオンライン申請可能な手続に関しましては、順次拡大を進めておりますところ、現在は年間約275万件がオンラインで申請されておりますが、一方で、オンライン申請できない手続、すなわち書面でのみ手続が可能な申請が依然残っており、年間約20万件が書面により申請されております。

②現行制度の課題でございますが、それら書面でのみ手続可能な申請手続について、令和6年3月までに原則全ての申請手続をオンラインで可能とすることとしています。ただし、従来の特許庁システムで活用しておりますXML形式ではなく、別の形式であるPDF形式を想定しております。これは、PDF形式で受け付けることにより、特許庁システム改造費用などの制約の中でも実現を図ることができるよう検討しておりますところ、別形式での申請手続をオンラインで受け付けるために、所要の法令改正を行う必要があり、本委員会で御検討いただきました。

17ページ、③に記載のとおり、具体的には(ア)から(ウ)に記載の3点におきまして、法令改正等の方向性について検討いただきました。これらにつきまして、ユーザーの利便性向上につながるものであることから、更に取組を加速してほしい旨の意見が提出され、反対意見はございませんでした。

④まとめでございますが、今申し上げましたとおり、一層の取組を加速してほしい旨の賛成意見がなされましたので、書面デジタル化に向け、所要の関係手続整備を進めることが適当であるとまとめております。

私からは以上となります。

○小野調整課審査基準室長 続きまして、17ページ、(2)優先権証明書のオンライン化のための規定整備について、調整課審査基準室・小野から説明いたします。

①現行制度の概要です。第2段落目にありますように、出願人がパリ条約の優先権の効果を得るために必要な手続として特許法第43条に規定しております。

18ページを御覧ください。優先権証明書の提出方法については、(1)として、書面による原本の提出を原則としつつ、(2)として世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービ

ス——D A Sと呼んでいますが——などを利用した優先権証明書に記載されている事項の電子的交換の利用も許容しているという状況です。ただし、第一国がD A Sに不参加の場合ですと、書面による原本の提出に限られるという状況でございます。

②現行制度の課題です。3つ目の段落、「この点」の部分を御覧ください。ユーザーから電子的に提出することへのニーズがあるところ、第一国の官庁が書面で発行した優先権証明書を出願人側で電子化したもの、すなわち優先権証明書の写しをオンラインで提出する方法を許容する必要があるという課題がございます。

また、優先権に係る証明書について、書面の発行に加えて電子的に提供する国が増加しているところ、第一国の官庁が電子的に発行した優先権に係る証明書類をオンラインで提出する方法を許容する必要があるということを示してございます。

19ページ、③を御覧ください。本小委員会での検討です。本委員会では、このような課題を踏まえまして、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書の提出手続について、その写しの提出でも足りることとし、また、第一国の官庁が電子的に提供した優先権に係る証明書類を受け入れることができるよう制度改正をする方向で検討を行っていただきました。ユーザーの利便性向上につながるものであるため、取組の加速をしていただきたい旨の意見等が提出され、反対意見はございませんでした。

④のまとめとして、ユーザーの利便性向上につながることであり、一層の取組を加速してほしい旨の意見がなされ、反対意見も提示されなかったことから、優先権証明書の写しの提出を許容するとともに、オンライン提出を可能とすることが適当であると記載させていただいております。

私からは以上です。

○吉澤総務課長　続きまして、20ページに移っていただきまして、裁定関係書類の閲覧制限についてでございます。

まず、(1)現行制度の概要ですけれども、①裁定制度の概要です。裁定制度とは、一定の要件が満たされた場合に、経済産業大臣又は特許庁長官の裁定によりまして、特許発明、特許権等をその特許権者等の同意を得ることなく、第三者が実施する権利を設定し得る制度でございます。特許法等では3種類の裁定の場合を規定しております。

その下ですが、裁定を請求する者は、特許庁長官等に裁定請求書を提出し、それに対して特許権者等は答弁書を提出することができます。裁定は文書をもって行われることとなっております。

②閲覧制度の概要でございますが、特許法等には、何人も特許等に関する書類を閲覧等することができる制度の規定がございます。この際、裁定請求書、答弁書等の裁定に係る書類につきましても、同規定に基づき何人も閲覧請求することができることとなっております。

他方、営業秘密を保護するために判定、あるいは無効審判に係る書類につきましては、当事者等から営業秘密が記載された旨の申出があったものについて、秘密を保持する必要があると認めるときは、その閲覧等を制限することができるとされております。

(2) 現行制度の課題でございます。この裁定の手續におきまして、特許発明等の実施の事実、計画の立証、反証のために営業秘密を含む情報が記載された書類の提出が必要となる場合がございます。

営業秘密は、公にされることによって企業の保護すべき利益を損なうおそれがございます。しかし、現行制度では、裁定手續に係る書類に営業秘密等が記載されていても、閲覧等を制限することができない制度となっております。そのため、漏えいの懸念から立証、反証のための必要な書類の提出を控えるということによって、結果的に適切な裁定判断ができないおそれがあるということでございます。

次の21ページに移っていただきまして、(3) 本小委員会での検討でございます。裁定関係書類のうち営業秘密が記載された書類は、閲覧等を制限可能とするという案を事務局から御提示させていただきまして、それにつき、賛同する旨の意見をお示しいただいたものと認識いたしております。

したがいまして、裁定関係書類のうち営業秘密が記載された書類は、閲覧等を制限可能とすることが適当であるとさせていただいております。

以上です。

○武井総務課企画調査官 5. ライセンス促進策でございます。こちらについて、私から説明させていただきたいと思います。

22ページ目、(1) 検討の背景のところ、こちらにありますとおり、特許制度の下で、特許の実施、利用を通じたイノベーションの促進が期待されているわけでございます。しかしながら、現状では特許の約半数が未利用であり、未利用特許の活用促進、特にライセンス促進を検討する必要があるというのが背景でございます。

(2) でございます。こちらにはライセンスに係る実態と要因ということで、①大企業、②大学、③中小企業、④スタートアップの現状について、それぞれライセンサーとして、

ライセンサーとしてということで、実態と要因を整理させていただいております。こちらについては割愛させていただきたいと思います。

24ページ目に移っていただきたいと思います。(3)ライセンスの阻害要因でございます。こちらについては、先ほどの(2)の実態と要因を踏まえて、阻害要因を整理させていただいているところでございます。ライセンサー、ライセンサーの全ての主体において、開放特許情報データベースの活用が期待されるのでありますが、現状のデータベースの内容では開放特許の活用先が見いだせないとか、他者の特許を活用した事業化に結びつかないといった実態があるということでございます。

この点について、マッチングサービス提供事業者やそのサービス利用者からは、技術シーズと事業ニーズをマッチングするに際して、開放特許情報データベースのライセンサーの開放特許情報とライセンサーの事業ニーズの情報のみでは不十分であるというような指摘があって、それ以外に下に記載されているような情報も併せて提供することが必要と指摘されているというのが1つ目の阻害要因でございます。

24ページ目の下のところですが、予算が乏しくて、民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題もある者も存在するというのが2つ目でございます。

3つ目は、25ページ目、上のところ、大学、中小企業、スタートアップにおいて、技術移転、ライセンス活動、ライセンス交渉・契約手続等の知見が不足しているといったところも開放特許を他者の事業化に結びつけられない要因の1つとなっているというところでございます。

下に移りまして、(4)本小委員会での検討でございます。

①において、事務局の提案でございますが、実際にマッチングをする上で障害として指摘されている具体的な課題に応じた、下に書いてある(ア)から(ウ)に示した対応策を講じる案が事務局から提示されたところでございます。

また、その下、さらに(エ)に記載されているところを踏まえまして、ライセンス促進の1つと考えられる特許料の減免拡充を行うよりも、ライセンスの実施につながる政策効果がより高いと考えられる対策を講じることとし、特許料の減免の在り方については、海外のライセンス・オブ・ライト制度の実施状況等を引き続き注視して検討を行っていくことが提案されたところでございます。

具体的に(ア)でございますけれども、開放特許データベースの課題については、ユーザーニーズに合致したサービスの提供ができるようにということで、開放特許情報をまとま

ったデータとして民間のマッチングサービス提供事業者やそれらの事業者に情報を提供するデータベース事業者に提供していくということでもあります。

また、その際には、民間提供の在り方、マッチングに有用な他の情報についての整理をして広く公表し、開放特許情報の利活用を促進していくということ、さらには開放特許情報の提供拡充と併せて、使用方法に関するサポートを充実させていくということでもあります。

(イ)についてでございますが、これは民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題ということですが、開放特許をライセンスする場面において、ライセンサー、ライセンシーがマッチングサービス提供事業者等を利用して、技術移転、ライセンス契約した場合に、その利用に係る費用を補助する施策の検討を行うということでもあります。

(ロ)ライセンス交渉・契約手続のノウハウに関する課題についてですが、次の26ページにありますとおり、I N P I Tの知財経営支援において、モデル契約書、この脚注のほうでは、ゴールドスタンダードではないと記載させていただいておりますけれども、こういったものを十分に活用するようにすること。それから、スタートアップ向けメンタリング内容の強化であったり、V Cへの知財専門家派遣の拡大、金融機関やV C職員向けのライセンス交渉、こういったものを講習会を通じて実施し、中小企業、スタートアップのライセンス交渉力強化を支援していくということ。それから大学U R A向けなどにカスタマイズしたライセンススキル向上のためのセミナー実施ということで、大学への支援をしていくということでもあります。

(ハ)につきましては、特許料の減免拡充によるライセンス促進策についてでございます。ここは真ん中のところに書いてありますとおり、ライセンス促進として特許料の減免に関して、大学は不実施主体であり、他者に実施させることが前提であるため、もともと開放意図を有しており、また、中小企業、スタートアップは、そもそも自社実施が中心であるし、自社実施できない場合には、他者へのライセンス実施を欲する実態がある。

そういったことを踏まえて、ライセンス意欲を有する者に対して、特許料の減免がライセンス意思決定のトリガーとなるという場面は想定し難いということ。さらには、特許料減免策の導入による減免拡充額は、ライセンス実施に係る収益に比して必ずしも大きくないのではないか。そういったことを踏まえて、十分なインセンティブ効果を期待できないのではないかということでもあります。

また、その下のところ、イギリス、ドイツなどでライセンス・オブ・ライト制度が導入

されていますけれども、特許料減額のために使用されるだけであって、実際にオープンイノベーションの促進につながっていないとの多数の意見があるということでございます。

次の27ページに移りまして、②でございます。こういったものを踏まえて、各委員の皆様からの意見ということでございます。

ライセンス促進策として特許料の減免拡充を行うよりも、実際にマッチングを進めていく上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた対応策を講じる方向で意見が一致したと記載させていただいております。

他方で、こういった施策を進めるに当たって多くの御指摘がありました。未利用特許の活用に際しては、単にライセンスを増やすといったものではなくて、イノベーションの促進につなげることが趣旨であることから、施策の実施に当たっては、未利用特許の実態を踏まえた対応とすること、さらには事業実施者のニーズを適切に把握する必要性、それから不適切なマッチングが生じないようにといったことをしっかりと考えていくべきだと意見をいただいております。

その下、また、具体的な課題に応じた対応策を講じるに際して、特に、大学、中小企業、スタートアップにあっては、弁理士、弁護士等の知的財産の専門家が知財戦略の観点から支援していくことが重要というような御指摘の下、弁理士会とINPIとの協力も重要だというような御意見をいただいております。

さらにその下でございますが、ライセンス交渉力強化を支援していく際に、モデル契約書を十分に活用するというのがございますけれども、モデル契約書の位置づけ、コンセプトが誤解されないようにする必要がある。場合によっては、モデル契約書の契約例に拘泥すると、かえってライセンスを阻害するような場合もあるので、しっかりとここは注意する必要があるという意見をいただいております。

最後のところ、ライセンス促進策としての減免制度について、中小企業にとって特許料減免の拡充は望ましいことである。しかしながら、制度を導入するのであれば、事業化ではなく、減免を目的として利用されるといったことがないように制度づくりが必要であるとの意見をいただいております。

(5)でございます。まとめとしまして、現時点では、ライセンス促進策の1つとして考えられる減免の拡充を行うのではなく、ライセンスの実施につながる政策効果がより高いと考えられる実際にマッチングを進める上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた施策を講じるのが適当であると記載させていただいております。

「なお」でございますが、施策の具体化、実施に際しては、各委員から示された意見も十分に踏まえて検討を行うというように記載させていただきました。また、特許料の減免の在り方については、海外のライセンス・オブ・ライト制度の実施の状況等を引き続き注視して検討していくということでございます。

以上でございます。

○松本制度審議室長 最後、28ページ、「おわりに」でございますけれども、更なるデジタル化の促進等、ユーザー利便性向上のための検討を引き続き行っていく必要がある。また、イノベーションの原動力となる知的財産の活用を促すためには、新領域における発明の適切な保護が必要である。特許制度における発明の実施の定義に関する論点をはじめ、今後も変化するビジネス環境に応じて、特許制度の在り方について引き続き検討していくことが望ましいものと結論づけ、本小委員会において提言するものとしてございます。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言をいただく際には、会議室にいらっしゃいます方は挙手をいただきまして、御指名いたしますので、卓上マイクをオンにしてから御発言いただければと思います。その際、できるだけマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。また、オンラインで御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入くださいませ。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

では、萩野委員、お願いいたします。

○萩野委員 御丁寧な説明どうもありがとうございました。5つの課題のうち、委員会のときにも申させていただいたのですが、私や商工会議所としても一番関心があるといえますか、関わりが深いと思われるライセンス促進策について、重複するところもありますが、意見を述べさせていただきます。

昨今、中小企業においては、生き残りをかけた自己変革が求められているわけですが、大企業などの特許のライセンスを受けて、新分野展開だとか新規事業を進めるということは非常に重要な視点になっていると思います。

そのために開放特許情報データベースの情報提供の拡充によって、民間のマッチング支援事業が促進されて、イノベーションの創出につながるという体制づくりは早急に進めたいと思っています。

また、同時に多くの中小企業には、民間のマッチング支援事業というものがどういうものなのか、どういうところがやっていらっしゃって、費用はどのぐらいかかるのかとか、正直、私もですが、効果がどの程度見込めるのかとか、事業全体に対する認知度も十分ではないので、できれば、こういう点の周知、広報活動も積極的に行っていただきたいと思っています。

また、事業の認知度が向上して、中小企業にも活用しやすいものと分かれば使いたいと思う企業も増えていくと思います。その上で、マッチング支援を受ける際の財政支援、利用に係る支援にとどめず、最終目標である事業化、商品化に向けた関連費用についても伴走型で支援いただけるような体制があれば、一層ライセンスの促進が期待できるのではないかと、ちょっと図々しいようなところもあるかもしれませんが、それが国力につながればと思っています。

最後に、中小企業は、技術移転やライセンス活動における知見が、企業にも規模にもありますが、十分ではないことが多い中小が多くて、うちなどもそうですが、大企業や大学等の契約では交渉力も弱い状況にあるので、引き続きモデル契約書の普及と活用事例の公表、あるいはそればかりにこだわり過ぎずに、対等でやるためには、ここは譲れないけれども、ここは譲るべきだとか、そういうアドバイスを含めてできればありがたい、そういう適切な知財取引も推進していただきたい。

それに関連してですが、今回の課題とはちょっとずれてしまうかもしれませんが、特許庁をはじめ、自治体だとか、例えば東京都ですと知財センターがあったり、関東経産局での伴走型の支援があったり、非常に手厚く様々な機関が様々な制度で中小企業を支援、サポートしてくださっていることに大変感謝しています。

ただ、それぞれが別個に独立して存在しているために、知っている人はどこかに集中して関わったりしますし、知らない人は全然使っていないだとか、知っている人はいろいろなところに相談して、いろいろなサービス——サービスというのも変ですが——を受けられたりということがあるので、そういった情報や方針、制度、成果なども共有したり、申請とかもより一個一個に、似ているけれども、違う、詳細な申請が必要だったりということがなくなれば、もっと中小企業が活発に知財分野でも活動できて、それが取引のある大手にもメリットになり、ひいては国の技術力成長につながっていくものと思いますし、期待しています。

いろいろ生意気申しましたが、以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。この報告書の内容についての全体としての応援と受け止めさせていただきます。

それと、将来に向けて、事業化に向けての伴走型の支援ですとか、地方の経済産業局や自治体が行っている支援策の情報についての取りまとめでありますとか、特許庁ができることはやっていくべきだということで、これも応援をいただいたものと受け止めさせていただきます。どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。では、中畑委員、お願いいたします。

○中畑委員 中畑です。

今回、取りまとめ御苦労さまでした。ありがとうございます。また、丁寧にまとめていただいて、よく理解できました。

全体的に賛成でございます。一つ一つ簡単にコメントさせていただければと思うのですが、今回、取りまとめの「はじめに」のところに知財活用という言葉が出てきています。

「おわりに」のところにもイノベーションの原動力となる知財活用と、活用という言葉が数多く出てきていると思いました。

私自身、知財戦略を進めるときに企画、設計、実装、活用という4つのフェーズを考えています。これまで実装の部分、出願の書類、出願費用の軽減、交付金であったりという政策はすごく用意されていたのですけれども、今回、その先の活用というところに対して、新しく制度を考えていただいたのだと思っております。

一つ一つ、1. 一事不再理のところから簡単にコメントを申し上げたいと思います。

一事不再理について、特に問題は全くないと思っております。委員会のときにも申し上げたのですけれども、スタートアップはどちらかというと無効審判をされることが多い傾向にあるのではないかと思いますのですが、濫用の事実もないということが確認できましたので、こちらについては、報告書どおりで賛同いたします。

2つ目の送達制度の見直しのところについても、自社で出願をしているスタートアップの方は数が少ないのですが、周知をしていくというところについて、していけばこちらについては問題ないかと思いました。

3. 書面デジタル化については、スタートアップも、スタートアップの支援をする専門家についても、双方がデジタル化が大きく進みましたので、その流れに沿ったような施策になっているかと思います。

裁定のところについても、経験上、スタートアップでの経験はなかなかないのですけれ

ども、特に大きな問題はないかと思っています。

5番目の活用のところですよ。私としても一番関心が高いところでした。データベースを用意する、資金を提供する、資金補助する、契約、取組のところについてもサポートをする。こちらについても、仕組みによって、まず情報の非対称性をなくすということと、それでも生じてしまうような溝があるときには、人である専門家がその溝を埋める。その先にフェアでお互いにとってよい取組を目指す、そういう期待ができるかと思いました。

やはりこれらの施策をきちんと活用して、マッチングのいい事例づくりと、あと、いい事例の公表をできる限り、こういう取組がありましたという事例をつくっていくことが次につながる、ロールモデルをつくるということにつながるかと思っています。新しい企業と先輩企業とのコラボレーションで、「おわりに」のところにあったイノベーションの実現が期待できるのではないかと思っていますし、引き続き私たちもそういう活動を続けていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。これまた報告書の方で背中を後押ししていただいたと理解しております。どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。では、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 私も基本的には全ての項目に賛成してきていますので、問題はないので、気がついたところだけのコメントにさせていただきたいと思います。

一事不再理につきましては、立法事実に乏しくて今回見送りということはことなのですが、確かに蒸返しというのは起こり得ることはというのは理解しなければいけません。今までの裁判所の判決から実質的に同一の証拠というところだけが、一応は物差しとして残っているというように理解していますが、裁判例も少ないということ、基本的には成文法の国ですので、裁判例から法改正の必要性について検討する可能性は残しつつ、今回については見送るということで全然問題ないと思います。いずれ事実が顕在化したときに裁判所任せではなくて、真剣に考えましょうというまとめ方もこれでよろしいかと思います。

送達制度の見直しのところも、ほぼこれでいいのですが、何ページだったか、10日間というのが、簡単に言うと、10ワーキングデイから10カレンダーデイに変更していると思うのですが、カレンダーデイであることを明記したほうが分かりやすいかと思いました。10日間と書いてあるので、今までと変わらないのだと思う人がいるとまずいかと思います。

ました。

特にゴールデンウィークというのは、10日間のうち7日間ぐらい休みというのも当然あるので、そういうときには特許庁のホームページなりに何か掲げる等、非常に丁寧な対応が必要と感じました。

書面のデジタル化とかについても丁寧に対応されていると思っていましたけれども、前回申し上げましたが、どこかのところで割り切りも必要になってくる場面も今後は出てくるかもしれないと思っております。

ライセンス促進案ですけれども、これはコメントにすぎないのですが、まとめ方はこれで全然問題ないと思います。マッチングを図るときのアイデアとしては、いわゆる通信とか電気とかソフトというのは、非常に数多くの特許が存在する分野で、意外にマッチングになじまないと思います。1件、2件のライセンスをもらっても、その特許件があるからと言って事業ができるわけではない分野と思っています。むしろ、例えば医薬品であるとか、材料であるとか、それから新しい小型の素子みたいなもの、そういったものを対象とする特許は1件でかなり支配できる事業を起こしやすい状況になるので、マッチングを図る上ではそういう分野を増やすほうがマッチングはしやすいのではないかと感じてました。

もう一つ、ここで大学の発明のことも少し書かれているのですが、経団連から聞いている話ですと、大学の知財のガバナンスに関する検討会というものが明日行われるようで、かなり内容的には本会議とはずれているということと、もう一つはこれら2つの会議体に、委員が1人も重複していないということ、あと、特許庁がそちらのほうには絡んでいる様子がないということで、ばらばらの発信にならないように、ぜひ知財推進事務局と特許庁の間で調整していただければいいと感じております。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。これも全体として後押しをいただいたものと思います。カレンダーデイであるというのを明示しろという点につきましては、法律の条文に書くのはなかなか大変だと思いますが、いろいろな方法で特許庁に明示いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。御丁寧な説明をいただき、事務局の方々に御礼申し上げます。また、何回かの特許制度小委員会での各委員の意見をうまくまとめて全て取り入れていただきまして、このような報告書案を提示していただきましたことに感謝を申し

上げます。

一事不再理、送達制度、書面手続デジタル化、裁定関係書類、ライセンス促進策についての各項目のまとめの方向性については、全て賛成でございます。

その中で、特にオンライン送達の11ページのところのオンライン送達制度の③の(iii)の対象となる者に関することです。これについて確認です。代理を業として行う代理人については、義務化という御説明をいただきました。これに関しては、代理人であってもオンライン手続をしている代理人と理解しておりますが、もし違っていたら教えていただきたいと思います。

それから対象の書類についてです。対象の書類もオンライン手続、すなわちオンラインを介して手続した案件に関する書類と理解しておりますが、それももし間違いがございましたら御指摘いただければと思っております。

先ほど長澤委員がおっしゃいましたように、13ページのところで、10日間がカレンダーデイになるということです。ゴールデンウィーク、シルバーウィーク、年末年始については、発送については出願人が対応できる期間が不利にならないよう御配慮いただけるような運用をしていただきたいと思いますと思っております。

最初に御説明がございましたように、「実施」については、本年度は特許庁において調査研究を実施するということですが、結果を待ってから、今回の検討事項について法改正をするというようなスタンスではなくて、意匠、商標、それから不正競争防止法——不正競争防止法は経産本省マターですけれども——も併せて、できるところから法改正を早期にしていきたいと強く希望いたします。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。今、御確認をいただいた点はいかがですか。

○高橋出願課長 御質問ありがとうございます。出願課・高橋でございます。

杉村委員から御意見いただいた件につきまして、御理解のと通りの運用でございまして、まず対象となる者につきましては、オンライン出願にて対応した者は対象というところでございます。

また、10日間の運用のところでございますが、こちらにつきましては長期休暇等の期間中にみなし送達とならないように運用を検討し対応したいと考えております。

以上でございます。

○杉村委員 ありがとうございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。休日の並び方によりましては長期間の休暇になるということもあり得るわけですが、休暇の前に役所からの発送を全部済ませてしまおうという運用のないようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 私も報告書案に賛成いたします。幾つか御質問させていただきたいと思います。まず、一事不再理に関してですが、審判便覧に新たな判決を追加して、どういう場合に同一の証拠となるのかといった説明をするという意見を取り上げていただき、ありがとうございます。前回の審判便覧の改訂は2020年12月、すなわち2年前に行われています。一事不再理を含めました改訂を早期に行っていただき、ホームページで改訂のポイントなども明記していただけると出願人や代理人への周知を図ることができるかと思います。

審判便覧の改訂の予定につきまして、教えていただければと思います。

○今村審判課長 御質問ありがとうございます。本委員会にて御議論頂きましたとおり周知につきましては、非常に重要だと考えてございます。したがって、審判便覧の改訂につきましては、スピード感を持って対応をさせていただきたいと考えておりまして、年度内を目途にこの一事不再理部分につきましては、改訂したものを公表させていただきたいと考えてございます。

それから、審判便覧の他にもユーザーの皆さんの目につきやすい媒体につきまして、併せて情報提供できるようにアップデートして周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○玉井委員長 今の点よろしいでしょうか。では、続けてお願いします。

○浅見委員 ありがとうございます。ぜひそのように進めていただければと思います。

次ですが、送達制度の見直しの中の(1)のオンライン送達制度の見直しです。現在、オンライン送達していないケースですが、16ページに記載されているように95万件がオンライン送達で、280万件がオンライン送達ではない、すなわち4分の3はオンライン送達ではないということで、もっとオンライン送達が多いと思っておりましたので、意外に思いました。

今後、代理人に対してはオンライン送達になるということですが、4分の3のうちどの程度オンライン送達が増えるという見込みかについて、お答えいただければと思います。

以前の小委員会でも申し上げたのですが、オンライン送達を希望しない者については、引き続き書類の送達をすることになるかと思いますが、その理由を調査したり、また、オ

ンラインのメリットを説明するなどして、行政コストの削減という観点からも、今後オンラインの利用を促進していくべきではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○高橋出願課長 御質問ありがとうございます。オンライン発送の件数でございます。10ページ目の下の欄に記載がございますが、これにつきましては以前の資料で御説明しておりますが、現在、受け取らず、紙発送になっているものは約3万7,000件程度でございます。

あと、それ以外に士業の方、弁理士、弁護士がオンラインで手続をして、紙発送を希望する方の発送件数が1万件ほどございますので、合わせると約4万7,000件程度が今後デジタル化になる対象と考えているところでございます。

加えまして、周知活動につきましても、引き続き丁寧にやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○浅見委員 ありがとうございます。

3つ目は、質問ではなくてコメントです。公示送達の見直し、海外の出願人に対してということですが、以前の小委員会でも御指摘がありましたように、特許庁のホームページで公表したとしても、海外の出願人がそれを見る可能性は極めて低いと考えられますので、公示送達に至る前に出願人に連絡する方法を今後も検討していただければと思います。

以前にも申しましたが、出願の段階で出願人に連絡用メールアドレスを記載してもらうようにして、郵送ができないような場合に、サービスとして電子メールで通知して特許管理人を選任してもらうといったようなことを検討していただければと思います。

なお、PCTにつきましても、希望者はメールでの通知を受けることができるようにメールアドレスを記載する欄が設けられておりますので、参考にしていただければと思います。特に商標につきましては、存続期間が長いので、特許管理人を置き続けるというのが難しいようにも思いますが、海外ではこういった対応をしているのかを調査していただいて、今後の対応を検討していただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 前向きな御意見をいただいたと理解させていただきます。どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。それでは、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 議論をいろいろ盛り込んで、委員の意見をまとめていただいて、本当にあり

がとうございます。非常に内容の濃いものになったかと思います。私もこれに関しては全く異論はございません。まとめていただいて、本当に委員の意見を反映したものになっていると思います。

幾つか意見を申し上げますと、一事不再理に関しましては、皆さんの御意見のとおりでございまして、実際にはこういうところで落としたわけですが、やはり審判便覧等、実際にどういうものがあるかというのを分かりやすく提示していただくようにしていただくのがいいかと思います。

また、送達制度に関しまして、今回、10日間という具体的な日数も出てきたわけですが、前1週間という、民事訴訟においては、そういうことに関して、今回そういうものが出てきて、感覚としては非常に妥当かと思っております。そういうものを具体的に盛り込んでいただいたのは非常によかったかと思ひますし、実際に送達の方法に関しまして、幾つかの案の中で、やはりコストの面、それからユーザーフレンドリーの面というところから、適切にこの案で落としていただいたのは非常によかったかと思ひます。

書面デジタル化に関しまして、ユーザーとしては、今後DXを進める上では、ぜひともこれはやっていく必要があると思ひますので、どんどん加速していただければと思ひます。

最後、ライセンスに関しましては、今回、こういうデータベースというところを中心に、あと専門家とか費用の面等、手当していただきましたが、やはりここにも書いていただいていますけれども、これだけいろいろ中身、実際にどういう情報を入れるのかとか、企業においては特許ありきではなくて、やはりビジネスに関してどういった課題があつて、それに関してどのように使えるのかというところの道筋等、これが知財にあまり詳しくない、特に中小の企業等においては使いづらいところになっているかと思ひますので、制度としてはいいのですが、その中身、やはり情報の内容、それからあと、実際にアドバイザーのような方もつけていただくということですが、その人たちがどういうものを目的として、どう目指していくのかというところの実際の運用をしっかりとやっていくことが利用率のアップに非常につながると思ひますので、今後引き続き、この報告書はこれでまとめていただいて結構なのですが、その後の実際の運用に関しては、ぜひしっかり御検討のほうをいただければと思ひます。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。運用について、応援も含めた御意見をいた

だいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、報告書案「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」につきましては、基本的な方向で御了承いただいたと思います。本日、各委員から頂戴いたしました御意見を踏まえ、必要に応じて修正をした上で、パブリックコメントを開始したいと思います。パブリックコメントに付すに当たっての修正につきましては、大変恐縮ですが、委員長であります私に御一任をいただければと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の議論を終了したいと思います。あ、はい、浅見委員。

○浅見委員 今回の報告書案ではなくて、前回の報告書について、回答を求めるものではありませんが、1点確認させていただきたいと思います。

令和3年2月の報告書ですが、その中で、権利の回復につきまして、来年4月1日から改正法が施行されます。従来の正当な理由から、故意でなければいいと改正されますが、審査請求期間の回復につきまして、2年ほど前の特許制度小委で意見を申し上げました。

その結果、報告書には、判断基準の緩和により、回復される件数の数が増える可能性が高いことから、影響を受け得る第三者への周知を十分に行うこと。新制度における特許庁の判断基準について、予見性を向上させるとともに、制度の濫用を防ぐため、その施行に当たってはガイドライン、又は参考事例集などの形式で周知する必要があることと記載されています。また、注において、新制度の運用に当たっては、ホームページ上で公表する回復申請状況に出願人名等を掲載することや、回復申請を繰返し行っている出願人に対しては、回復申請を防ぐための対策を提出させることなどの手段が考えられるとされております。

これを受けて、具体的な運用を検討していただいているものと思いますが、施行前のできるだけ早い時期にホームページなどで周知をしていただければと思います。

その一方で、審査請求を遅らせたいというニーズもあるのではないかと思いますので、その点も含めまして、今後、実態調査などをしていただければと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。ただいまの点は、アフターケアと申します

か、この委員会で検討した結果を踏まえた法改正に向けての施行を前にした御注意だと思います。その点についても、特許庁にはよろしくお願い申し上げます。御指摘いただいた将来の件につきましては、また別途、御検討いただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了させていただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。本報告書案につきましては、今後必要な修正については委員長に御相談をした上で1か月程度の期間を確保してパブリックコメントに付したいと思います。

パブリックコメントを踏まえた報告書の取りまとめにつきましては、委員長と御相談の上、追って皆様に御連絡させていただきます。

閉会

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第49回特許制度小委員会を閉会いたしたいと思います。本日は長時間の御審議どうもありがとうございました。